



# 熊本県公報

号外 第 2 4 号  
平成 24 年 5 月 22 日 (火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 条 例

- 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
..... (健康危機管理課) 1

## 本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本市の区域については、この条例の規定は適用しないこととした。(第 1 5 条 関係)
- 2 その他関係規定を整理することとした。
- 3 この条例は、平成 2 4 年 6 月 1 日から施行することとした。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。(附則第 2 項関係)
- 5 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成 1 1 年熊本県条例第 5 8 号)の一部を改正することとした。
- 6 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成 2 3 年熊本県条例第 4 9 号)の一部を改正することとした。

## 条 例

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 2 4 年 5 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県条例第 4 3 号

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和 5 5 年熊本県条例第 4 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 0 条中「第 1 6 条」を「第 1 7 条」に改め、同条を第 2 1 条とする。

第 1 9 条を第 2 0 条とし、第 1 5 条から第 1 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

(適用除外)

第 1 5 条 この条例の規定は、熊本市の区域においては、適用しない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 4 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成 1 1 年熊本県条例第 5 8 号)の一部を次のように改正する。

別表中第 6 4 号を削り、第 6 5 号を第 6 4 号とし、第 6 6 号から第 6 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成 2 3 年熊本県条例第 4 9 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条のうち熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表の改正規定中「第 6 9 号」を「第 6 8 号」に改める。